

## 特定生産緑地(西東京市)の指定(案)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

地区番号	位置	面積		申出基準日	備考	図面番号	
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されている 区				新たに指定する 区
12	西東京市北町五丁目地内	約 1,194 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	約 1,194 m <sup>2</sup>	令和4年10月26日	1/4	
104	西東京市泉町五丁目地内	約 1,127 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	約 1,127 m <sup>2</sup>	令和4年10月26日	2/4	
123	西東京市東町四丁目地内	約 4,700 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	約 4,700 m <sup>2</sup>	令和4年10月26日	3/4	
306	西東京市新町六丁目地内	約 5,149 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	約 3,972 m <sup>2</sup>	令和4年10月26日	※	
合計				約 10,993 m <sup>2</sup>			

※所有者が異なるため、生産緑地地区の面積と特定生産緑地に新たに指定する面積が異なる。

「区域は指定図表示のとおり」